

公 募 公 告

次のとおり公募に付します。

令和7年2月7日

支出負担行為担当官
熊本地方法務局長 林 健 児

1 公募に付する事項

(1) 公募件名

熊本地方法務局健康相談業務及び健康管理業務委託契約

(2) 契約内容

募集要項による。

(3) 契約期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで。ただし、本契約を継続し難い特段の事由が生じた場合を除き、契約締結日から5年を限度に更新できるものとする。

2 公募に参加する者に必要な資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 医師国家試験合格者であること。

(4) 契約の相手方として不適當ではなく、契約の相手方として不適當な行為をしない者

なお、契約の相手方として不適當な者及び不適當な行為をする者とは、以下のア及びイに示す者である。

ア 契約の相手方として不適當な者

(ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であ

るとき。

(イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

イ 契約の相手方として不適当な行為をする者

(ア) 暴力的な要求行為を行う者

(イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

(エ) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

(オ) その他前各号に準ずる行為を行う者

(5) 募集要項の交付を受けた者であること。

3 募集要項の交付場所等

(1) 場所

〒862-0971

熊本市中央区大江三丁目1番53号 熊本第二合同庁舎3階

熊本地方法務局会計課用度係（担当 森田）

電話 096-364-2145 内線325

(2) 期間

令和7年2月7日（金）午前9時から令和7年2月25日（火）午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝祭日は除く。）。

4 公募に関する問合せ先

前記3(1)に同じ

5 公募に関する説明会

前記3(2)の期間中、熊本地方法務局会計課において随時行う。

6 申請書の提出期限等

(1) 提出期限

令和7年2月26日（水）午後5時まで

(2) 提出場所

〒862-0971

熊本市中央区大江三丁目1番53号 熊本第二合同庁舎3階

熊本地方法務局会計課用度係（担当 森田）

(3) 提出方法

持参又は郵送による。ただし、郵送する場合は書留郵便により、前記6(1)の提出期限までに必着で送付すること。

7 契約の相手方の決定

応募者から提出された書類等を総合的に比較検討し、熊本地方法務局に最も有利な条件を提示した者を契約の相手方とする。